

農地中間管理機構に貸し付けた農地に対する固定資産税の軽減措置適用漏れについて

～小諸市農業委員会～

一定の条件のもと農地中間管理機構に長期に貸し付けた農地について、軽減措置を適用できていないという課税誤りが判明しましたのでお知らせします。

1 概要

所有する全農地（10アール＝1,000平方メートル未満の自作地を除く。）を、新たに農地中間管理機構に一括して10年以上貸し付けた場合、対象となる農地の固定資産税の課税標準額が3年間軽減（15年以上の場合は5年間軽減）されます。

令和7年7月、長野県通知「農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る固定資産税等の軽減措置における事務処理の徹底について」を受け、過去に遡って調査した結果、明らかになりました。

2 原因

軽減措置対象者は、農地中間管理機構への貸借事務手続きを行っている農業委員会事務局から税務課への情報共有によって把握していますが、令和4年度以降、農業委員会事務局からの軽減措置対象農地の情報提供ができていなかったため、今回の課税誤りが発生したものです。

3 対象人数及び還付税額

対象者：4名（4筆）

還付税額：15,900円

4 今後の対応

課税に誤りのあった方には、お詫びと詳細を説明し、対象期間における納付済額について過納分の還付を行います。（4名全てにお詫び、説明は終え、ご了承いただいています。）

5 再発防止策

農地中間管理機構への事務手続きを行う担当職員複数人で、対象者リストを作成・確認し、毎月対象農地の有無について税務課へ共有します。

対象となる納税者の皆さまには、深くお詫びを申し上げますとともに、今後このようなことがないように再発防止に努めてまいります。

■問い合わせ先

小諸市役所 農業委員会 担当：農業委員会事務局長 佐藤 工

TEL0267-22-1700（内線 2220） Eメール norinka@city.komoro.nagano.jp